

三田市障害児療育センター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (事業) 第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 省略 (2) 児童福祉法第6条の2の2第5項及び第6項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第16項に規定する事業</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (事業) 第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 省略 (2) 児童福祉法第6条の2の2第6項及び第7項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する事業</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>